

別添 1

基 発 第 1 4 1 号
平成 8 年 3 月 22 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令の施行について

ボイラー及び圧力容器安全規則の一部を改正する省令（平成 8 年労働省令第 2 号）は平成 8 年 1 月 25 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることとなった。

今回の改正は、平成 7 年 3 月 31 日に閣議決定された規制緩和推進計画に盛り込まれたボイラー及び第一種圧力容器（以下「ボイラー等」という。）に関する事項のうち、ボイラー及び圧力容器安全規則（以下「ボイラー則」という。）を改正する必要があるものについて届出書類の簡素化等を行ったものである。

については、今回の改正の趣旨を十分に理解し、下記の事項に留意の上、その運用に遺漏なきようにされたい。

なお、昭和 34 年 2 月 19 日付け基発第 102 号通達「ボイラー及び圧力容器安全規則の施行について」の記の 6 の（4）及び昭和 62 年 3 月 20 日付け基発第 154 号通達「旅客鉄道株式会社等に所属する鉄道車両用ボイラーを管理する事業場の取扱い等について」の記の 2 を削除する。

記

1 改正の要点

- (1) ボイラー等を設置しようとする事業者が労働安全衛生法第 88 条第 1 項の規定による計画の届出をしようとする場合に提出することとされているボイラー明細書又は第一種圧力容器明細書について、構造検査済の印又は使用検査済の印（以下「検査済印」という。）を要しないものとしたこと。（第 10 条第 1 項及び第 56 条第 1 項関係）
- (2) ボイラー取扱作業主任者の選任に係るボイラーの取扱いの作業の区分に関するボイラーの伝熱面積の算定に当たり、廃熱ボイラーについては、当該ボイラーの伝熱面積に 2 分の 1 を乗じた値を当該ボイラーの伝熱面積とすることとしたこと。（第 24 条第 2 項関係）

(3) 事業者は、ボイラー取扱作業主任者の選任の報告を行うことを要しないものとしたこと。（第24条第3項関係）

(4) ボイラー等に係る性能検査を受ける者は、所轄労働基準監督署長が認めるボイラー等については、冷却及び掃除をしないことができるものとしたこと。（第40条第1項関係及び第75条第1項関係）

2 細部事項

(1) 第10条第1項及び第56条第1項関係

事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長（以下「所轄労働基準監督署長」という。）に提出する設置届に添付するボイラー等の明細書に押されている検査済の印は、設置されるボイラー等が構造検査又は使用検査に合格していることを確認するためのものであるが、当該ボイラー等は設置工事終了後に所轄労働基準監督署長による落成検査を受けなければならないこととなっており、その時点で検査済印は確認することが可能である。

このため、ボイラー等の設置届に添付する明細書には、必ずしも検査済印が押されていなくてもよいこととしたものであること。

なお、所轄労働基準監督署長に設置届を提出する際に明細書に検査済印が押されていない場合は、落成検査時までに検査済印が押された書類（写しで可）を提出させ、設置届の添付書類として差し替える等検査済印を確認した記録を残しておくこと。

(2) 第24条第2項関係

廃熱ボイラーについては、燃焼装置を有していないため他のボイラーと比較して災害の危険性が低く、取扱いも容易であることから、ボイラー取扱作業主任者の選任が必要となるボイラーの取扱いの作業の区分における伝熱面積の算定に際し、実際の伝熱面積に2分の1を乗じた値を当該ボイラーの伝熱面積として取り扱うこととしたものであること。

また、廃熱ボイラーについては、ボイラー則第5条で「火気以外の高温ガスを加熱に利用するボイラー」と定義したこと。

なお、廃熱ボイラーであっても、構造上貫流ボイラーに分類されるものは、貫流ボイラーとして取り扱って差し支えないこと。

(3) 第24条第3項関係

ボイラーに係る災害の減少等にかんがみ、他の作業主任者の選任の場合と同様、所轄労働基準監督署長へのボイラー取扱作業主任者選任報告書の提出を要しないものとしたこと。

(4) 第40条第1項及び第75条第1項関係

ボイラー等の運転や保全に関する管理体制が確立され、定められた基準に基づく高度な管理や自主検査が確実に行われる等により、過去の性能検査の成績が優良なボイラー等については、短期間で性能が低下する可能性は極めて低く、また、このような事態が生じた場合にも適切な措置が講じられることから、一定水準以上の管理が行われているボイラー等であって所轄労働基準監督署長が認めたものについては、冷却及び掃除をしない状態で、ボイラー等の運転時に性能検査を受けることを可能としたものであること。

なお、この場合の労働基準監督署長が認めたボイラー等についての判断基準等は別途指示する。